Best Partner of Leading Industries

第92回 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時

場 所 | 静岡県沼津市上土町100番地の1 沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ (ロイヤルホール)

東芝機械株式会社

証券コード:6104

議決権行使の方法についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

株主総会への出席による 議決権行使の場合



議決権行使書用紙を 会場受付へご提出ください。



株主総会開催日時 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時

書面 (議決権行使書) による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に 各議案に対する賛否をご記入 いただき、行使期限までに 到着するようご返送ください。



行使期限 平成27年6月25日(木曜日) 午後5時30分

(目次)

]	頁		頁
招集ご通知	1	連結注記表	- 27
事業報告	2	貸借対照表	- 34
1. 企業集団の現況に関する事項	2	損益計算書	- 35
2. 会社の株式に関する事項	11	株主資本等変動計算書	- 36
3. 会社の新株予約権等に関する事項	11	個別注記表	- 37
4. 会社役員に関する事項	12	連結計算書類に係る会計監査報告	- 43
5. 会計監査人の状況	15	計算書類に係る会計監査報告	- 44
6. 業務の適正を確保するための体制	17	監査役会の監査報告	- 45
7. 会社の支配に関する基本方針	20	株主総会参考書類 ----------	- 47
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	23	第1号議案 取締役10名選任の件	- 47
連結貸借対照表 ----------	24	第2号議案 監査役2名選任の件	- 50
連結損益計算書	25	第3号議案 補欠監査役1名選任の件	- 52
連結株主資本等変動計算書	26	株主総会会場ご案内図	裏表紙

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 東芝機械株式会社 飯 村

第92回定時株主総会招集ご通知

取締役社長

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださ いますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お 手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する 賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送 くださいますようお願い申しあげます。

具

記

- 平成27年6月26日(金曜日)午前10時 1. 日 時
- 2 所 静岡県沼津市上土町100番地の1 沼津リバーサイドホテル4階 シャングリラ (ロイヤルホール) (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第92期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結 計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報 告の件
- 2. 第92期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件 監査役2名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます ようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場 合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.toshibamachine.co.jp) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内景気は、4月の消費税率引き上げにより消費が低迷し、期初の経済成長率は大きく低下しましたが、円安進行を背景とした輸出産業の業績拡大や企業収益の向上により年度後半にかけて緩やかな回復基調で推移しました。海外の景気は米国経済の好調を背景に、概ね堅調に推移していますが、新興国では、中国およびタイを中心とした東南アジアの景気減速が続きました。当社グループが属する機械業界につきましては、全体としては、国内の老朽設備の更新需要、また、円安を追い風とした海外からの設備投資需要や工作機械の需要拡大を受けて回復傾向にありますが、対象とする市場や製品により景況感に差異が生じています。

このような経済環境のもとで、当社グループは中期経営計画「TM AC Plan Advanced II」(Toshiba Machine Adapt to the Change Plan Advanced II)を平成26年度からスタートさせ、前連結会計年度に続き「先進と拡張」を基本コンセプトとして諸施策を実行し、国内外市場向けの新商品開発、新市場の開拓、受注の確保、財務体質の改善等に全力をあげグローバルなブランド力の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の受注高は、1,247億5千4百万円(前連結会計年度比3.8% 増)となりました。

このうち、海外受注高は、全体の58.8%の734億1千万円となりました。

また、売上高につきましては、1,243億7千3百万円(前連結会計年度比10.0%増)となりました。

このうち、海外売上高は、全体の58.3%の724億8千1百万円となりました。

損益につきましては、営業利益は、47億8千8百万円(前連結会計年度比3.5%増)、経常利益は、65億4千2百万円(前連結会計年度比0.6%増)、当期純利益は、43億1千2百万円(前連結会計年度比3.0%減)となりました。

当社グループの事業別の受注高、売上高および営業の概況は、次のとおりであります。

事業業	受 注 高 ([]内は構成比)	売 上 高 ([]内は構成比)
成 形 機 事 業 (射出成形機、ダイカストマシン、押出 成形機など)	百万円 76,288 [61.2%]	百万円 80,024 [64.3%]
工 作 機 械 事 業 (大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋 盤、精密加工機など)	32,704 [26.2%]	28,141 [22.6%]
油 圧 機 器 事 業	5,929 [4.8%]	5,935 [4.8%]
そ の 他 の 事 業 (電 子 制 御 装 置 な ど)	9,831 [7.8%]	10,272 [8.3%]
合 計	124,754 [100.0%]	124,373 [100.0%]

成形機事業(射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など)

射出成形機は、国内の自動車・住設関連業界向けや北米・東南アジアの自動車関連業界、中国のICT関連業界向けに販売が堅調に推移しました。受注につきましても、国内・北米の自動車関連業界向けを中心に引き続き堅調に推移しています。

自動車・二輪車関連業界向けを主な供給先とするダイカストマシンは、国内に加え、中国・メキシコを中心に引き続き堅調な販売と受注を維持しています。

押出成形機は、光学・二次電池関連業界や食品容器関連業界向けのシート・フィルム製造装置の販売がありました。

この結果、成形機事業全体の受注高は、762億8千8百万円(前連結会計年度比3.4% 増、海外比率69.8%)となりました。

一方、売上高につきましては、800億2千4百万円(前連結会計年度比9.3%増、海外 比率69.5%)となりました。

工作機械事業(大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など)

工作機械は、国内の機械部品加工関連業界向けや北米のエネルギー関連業界および中国の自動車・金型関連業界向けを中心に堅調な販売と受注を維持しています。

精密加工機は、中国、台湾および韓国向けのスマートフォン関連製品の金型業界向け 等の需要があり、堅調な販売と受注を維持しています。 この結果、工作機械事業全体の受注高は、327億4百万円(前連結会計年度比17.0% 増、海外比率49.6%)となりました。

一方、売上高につきましては、281億4千1百万円(前連結会計年度比22.1%増、海外 比率46.5%)となりました。

油圧機器事業

建設機械向けを主な供給先とする油圧機器は、排ガス規制に向けた国内建設機械メーカーの需要は一巡し、海外の最大市場である中国の建設機械市場につきましても依然として低迷し、厳しい事業環境が続きました。

この結果、油圧機器事業の受注高は、59億2千9百万円(前連結会計年度比20.8%減、 海外比率35.1%)となりました。

一方、売上高につきましては、59億3千5百万円(前連結会計年度比21.8%減、海外 比率35.7%)となりました。

その他の事業 (電子制御装置など)

産業用ロボットは、国内の自動車関連業界等の自動化関連設備向けや東アジアを中心とした電子デバイス・通信機器等の組立自動化設備向けに堅調な販売と受注を維持しています。

この結果、その他の事業全体の受注高は、98億3千1百万円(前連結会計年度比10.6%減、海外比率19.0%)となりました。

一方、売上高につきましては、102億7千2百万円(前連結会計年度比11.6%増、海外 比率16.4%)となりました。

なお、当社は、平成27年3月3日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ハイエストコーポレーションの全株式をナブテスコ株式会社へ譲渡することを決議し、平成27年4月1日に譲渡を実施いたしました。

これにより、当社グループとしては、成形機、工作機械等を中心とした装置産業へ経 営資源を集中し、事業基盤のさらなる強化を進めてまいります。

(2) 設備投資等と資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は21億9千3百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・当社

沼津工場 機械装置 増設

・子会社

TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.

第1工場建屋 新設

- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備
 - ・当社

沼津工場 機械装置 増設

なお、これらに要した資金は、自己資金をもって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の経済環境は、一部新興国の成長鈍化や国内外企業との競争激化、円安による調達 品の価格高騰など予断を許さない状況は続きますが、国内経済の改善に加え、海外市場で も地域、製品により経営環境が好転していくことが予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、地域・顧客等新市場の開拓、市場・顧客ニーズにあった新製品の開発・上市、国内外工場における生産のさらなる効率化、最適調達の一層の強化等によりグローバル市場でのブランド力を高め、さらなる収益確保に努めてまいります。

厳しい経済環境と産業構造の変化という状況のもと、当社グループは、平成22年度から中期経営計画「TM AC Plan」を進めました。

そこでは、エネルギー・環境をキーワードとした新たな産業構造ピラミッドに寄与する 先進商品を当社のコア技術を基盤に作り出すことに注力する「先進戦略」と、現在の産業 構造ピラミッドのボリュームゾーンとなる新興国市場に対し、既存商品の商品力をブラッ シュアップすることで市場拡大を目指す「拡張戦略」を同時並行で進めました。

平成25年度から実施した「TM AC Plan Advanced I」では、「先進と拡張」を基本コンセプトとして、営業・技術・生産の事業基盤の強化を実施し、グローバル市場で戦える体制(「マルチ・ドメスティック&グローバルガバナンス」)を構築しました。

さらに、平成26年度から実施した「TM AC Plan Advanced II」では、新たなコンセプトとして「個別グローバリゼーションの推進」を追加しました。

平成27年度から新たにスタートした「TM AC Plan Advanced Ⅲ」では、これまでの「先進と拡張」をグランドコンセプトとし、それを支える3つのサブコンセプトに「ブランド力の確立」、「マルチ・ドメスティック&グローバルガバナンス」、「個別グローバリゼーションの推進」を裾え、今後成長が見込めるグローバル市場において、当社グループが販売を拡大しプレゼンスを向上させるための取り組みを進めてまいります。

営業戦略では、中長期的に市場のグローバル化の流れが継続して進むことから、活況な市場を見極め、経営リソースを集中的に投下し、成長市場でもう一段のグローバル化を進めてまいります。また、多様化する顧客ニーズへ対応するために、メーカー営業としての直販力を強化してまいります。

開発・技術戦略では、「エネルギー・環境」「労働生産性向上」「新素材への対応」「IoT (Internet of Things)」を当社グループの重要キーワードとして、新商品を創出していきます。また、「装置売り(モノ)」から「システム売り(モノ+こと)」への顧客ニーズの変化に対し、グループ全体でシステムエンジニアリング事業を育成してまいります。

生産・調達戦略では、円安が追い風となり、国内で生産を行なっている工作機械や押出成形機の価格競争力が改善しました。一方、射出成形機、ダイカストマシンを製造している海外工場では、量産化・生産整流化を早急に進め、為替や外部変動要因に強い最適な生産体制を構築してまいります。また、国内生産機については、生産工数の削減を図り、コスト競争力のある商品を創出してまいります。

ISO9001、14001をベースとした品質・環境管理の徹底等に注力し、当社グループの将来を担う人材の育成および法令遵守、社会貢献など企業の社会的責任活動にも積極的に取り組んでまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

	区	分	第 89 期 (平成23年度)	第 90 期 (平成24年度)	第 91 期 (平成25年度)	第 92 期 (平成26年度)
受	注	高(百万円)	123,106	112,121	120,221	124,754
売	上	高(百万円)	119,550	120,899	113,062	124,373
経	常 利	益(百万円)	8,948	9,823	6,501	6,542
当	期純利	益(百万円)	6,721	7,891	4,444	4,312
1杉	*当たり当其	月純利益(円)	44.21	51.91	29.23	28.36
総	資	産(百万円)	142,297	142,239	148,680	161,975
純	資	産(百万円)	71,101	79,399	84,217	93,669

(注)「1株当たり当期純利益」は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 当社には会社法に規定される親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ハイエストコーポレーション	百万円 100	100.0 %	油圧機器の製造・販売
東芝機械エンジニアリング株式会社	百万円 100	100.0	成形機等の販売・サービス、シス テムエンジニアリング事業
東栄電機株式会社	百万円 350	100.0	各種制御、電気装置の製造・販売
株式会社不二精機製造所	百万円 390	100.0	工作機械等の製造・販売
芝浦セムテック株式会社	百万円 50	100.0	環境測定機器の販売・サービス、 環境測定・分析業務
芝 浦 産 業 株 式 会 社	百万円 50	100.0	グループ内の福利厚生・支援業務
TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	千人民元 82,770	100.0	成形機、油圧機器の製造・販売
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	千人民元 3,139	100.0	成形機、工作機械、油圧機器等の 販売・サービス
TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.	千人民元 3,514	100.0	成形機の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	千香港ドル 3,500	100.0	成形機の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	千タイバーツ 800,000	* 100.0	成形機の製造・販売
TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	千インドルピー 173,000	* 100.0	成形機の製造・販売・サービス
TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	千タイバーツ 54,000	* 100.0	成形機、工作機械の販売・サービ ス
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	千シンガポールドル 2,400	100.0	成形機、工作機械の販売・サービ ス
TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA	千米ドル 23,000	100.0	成形機、工作機械等の販売・サー ビス

- (注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。
 - 2. 当社には会社法に規定される特定完全子会社はありません。
 - 3. 平成27年4月1日付で、当社は、油圧機器事業の株式会社ハイエストコーポレーションの全株式をナブテスコ株式会社へ譲渡いたしました。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、各種機械・器具・装置の製造・販売・サービスを主な事業としており、 主要製品は、次のとおりであります。

	事業					主	要		製	品			
成	成 形 機 事 業				業	射出成形機	射出成形機 ダイカストマシン 押出成形機						
工	作	機	械	事	業	大型機 門形板	機 横中ぐり盤	立旋盤	精密加工機				
油	圧	機	器	事	業	油圧機器							
そ	の	他	の	事	業	電子制御装置							

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

当	社	本		社	沼津本社(静岡県沼津市大岡2068番地の3)					
		本		店	東京本店(東京都千代田区内幸町2丁目2番2号)					
		支		店	東北支店(宮城県仙台市)					
					中部支店(愛知県名古屋市)					
					関西支店(大阪府大阪市)					
					九州支店(福岡県福岡市)					
		営	業	所	高崎営業所 (群馬県高崎市)					
					浜松営業所 (静岡県浜松市)					
					広島営業所 (広島県広島市)					
					尾道営業所(広島県尾道市)					
		エ		場	沼津工場 (静岡県沼津市)					
					相模工場(神奈川県座間市)					
					御殿場工場 (静岡県御殿場市)					

(注)静岡営業所は、平成26年10月1日をもって掛川市から浜松市に移転し、浜松営業所となりました。

② 国内子会社の主要な営業所および工場

株式会社ハイエストコーポレーション	神奈川県座間市					
東芝機械エンジニアリング株式会社	本 社、プラスチック本部(静岡県沼津市) ダイカスト本部(神奈川県座間市)					
東栄電機株式会社	静岡県三島市					
株式会社不二精機製造所	静岡県駿東郡長泉町					
芝浦セムテック株式会社	本 社 (東京都渋谷区) 本 店 (静岡県沼津市)					
芝浦産業株式会社	静岡県沼津市					

(注) 平成27年4月1日付で、当社は、油圧機器事業の株式会社ハイエストコーポレーションの全株式をナブテスコ株式会社へ譲渡いたしました。

③ 海外子会社の主要な営業所および工場

中国 上海市
中国 上海市
中国 深せん市
香港
タイ ラヨーン県
インド チェンナイ市
タイ バンコク都
シンガポール
米国 イリノイ州

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
	Ź	3,466名		+12名

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		353名		-6名		4	3.8歳				2	0 . 4£	Ĕ	

(注) 上記には、使用人兼務取締役および子会社等への出向者を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

f				J	Ţ			2	先	借	入	額
株	株式会社三井住友銀行		行			4,494百万円						
株	定	5	会	社	静	置]	銀	行			3,680

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

360,000,000株

(2) 発行済株式の総数

166,885,530株

(自己株式14,860,750株を含む)

(3) 株 主 数

11,070名(前期末比 106名減)

(4) 大 株 主 (上位10名)

株		主						名	持	株	数	持	株	比	率			
株	式	ź	会	社		東		芝		33,5	545千株			22.079				
NORTH	IERN TRU	ST CO. ((AVFC) RE 15	PCT T	REATY		7,4	171			۷	l. 91					
日本ト	ラスティ	・サー	ビス信	言託銀征	行株式	会社	(信託	:口)		7,1	175			۷	1.72			
日本マ	フスター	トラス	ト信託	 我行	株式会	会社	(信託	口)		4,742				3	3.12			
J	U	N]	I	Р		Е	R		4,0	002		2.63					
株	式	会	社	静	岡]	銀	行		2,9	980			1	.96			
	FOR BB /Japa									2,9	966			1	.95			
株	式 会	社	三	井	住	友	銀	行		2,6	582			1	.76			
東	芝 機	械	取	引	先	持	株	会		2,5	580			1	.70			
<u> </u>	ヨ タ	自	動	車	株	式	会	社		2,4	120			1	.59			

- (注) 1. 当社は、自己株式を14,860,750株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	Ž	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 社 長 執 行 役	長員	飯	村	幸	生	
代表取締役専務執行役	員	岸	本	吉	弘	コンプライアンス本部長兼管理本部長兼輸 出管理部長兼沼津工場長
取締役常務執行役	員	広	中		哲	工作機械ユニット長兼御殿場工場長
取締役常務執行役	員	坂	元	繁	友	コンポーネントユニット長兼企画本部長
取締役常務執行役	員	八	木	正	幸	先進機械ユニット長兼技術・品質本部長、 品質保証統括責任者
取 締 役 執 行 役	員	髙	村	和	夫	グローバル戦略室長兼東京本店長
取締役執行役	員	伊	東	克	雄	生産本部長、全社環境保全責任者
取 締 役 執 行 役	員	三	上	高	弘	成形機ユニット長兼相模工場長
取締	役	秋	Щ		寬	
取締	役	小	倉	良	弘	ひびき法律事務所弁護士、日鉄住金物産株 式会社社外監査役
常 勤 監 査	役	牧	野	輝	幸	
常 勤 監 査	役	綿	屋	慎	介	
常 勤 監 査	役	辻			眞	
監 査	役	谷	Ш	和	生	

- (注) 1. 平成26年6月26日開催の第91回定時株主総会において、新たに三上高弘氏が取締役に、取締役辻眞氏が監査役にそれぞれ就任いたしました。
 - 2. 平成26年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、監査役鈴木孝尚氏は辞任により退任いたしました。
 - 3. 平成26年6月26日付で取締役執行役員八木正幸氏は取締役常務執行役員に就任いたしました。
 - 4. 取締役秋山寬、小倉良弘の両氏は社外取締役であります。
 - 5. 常勤監査役牧野輝幸、監査役谷川和生の両氏は、社外監査役であります。
 - 6. 取締役秋山寛、小倉良弘の両氏および常勤監査役牧野輝幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7. 当社では当社事業の一層のグローバル化、複雑化およびスピード化への対応ならびに今後の企業運営に関する意思決定および業務執行の迅速化、効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成26年6月26日付で17名(取締役兼務者8名を含む)が執行役員に就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区						分	支	給	人	員	報	酬	等	の	額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)				11名 (2)				192ī (14)	
監 (う	ち	社	查 外	監	查	役 役)				5 (2)				59 (22))
合						計				16				251	

- (注) 1. 上記には、平成26年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役0名)、監査役1名(うち社外監査役0名)を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
 - 5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 秋山寛
 - ア. 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
 - イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

るとともに、必要に応じ意見を述べております。

- ウ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、他社において長年経営に携 わった豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をす
- エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役秋山寛氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 取締役 小倉良弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役小倉良弘氏は、ひびき法律事務所弁護士、日鉄住金物産株式会社の社外監査 役であります。なお、当社はひびき法律事務所、日鉄住金物産株式会社との間には特 別の関係はありません。

- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
 - 該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、これまでの弁護士としての活動における豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小倉良弘氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

- ③ 常勤監査役 牧野輝幸
 - ア. 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
 - イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
 - ウ. 当事業年度における主な活動状況
 - (ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査役会

当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、社外監査役として行なった監査の報告をし、毎回他の監査役が行なった監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

④ 監査役 谷川和生

- ア. 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
 - (ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査役会

当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、社外監査役として行なった監査の報告をし、毎回他の監査役が行なった監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額			48百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額			48

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報 酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などの妥当性について必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当社の海外連結子会社TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.、TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED、TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.および TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICAの9社は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有するもの)の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務報告に関する助言・指導業務等を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、または、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の平成27年5月1日施行に伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制基本方針」として以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、当社グループの倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「東芝機械グループ経営理念 | 「東芝機械グループ行動基準 | に基づいて、職務を執行する。
- ② 取締役は、分担領域に関し法令等遵守を実現するための体制を構築する権限と責任を有する。
- ③ 取締役会は、定期的に取締役から職務遂行状況の報告を受けるとともに、法令等遵守に関する必要事項について随時報告させる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、法令および「文書保存管理規程」等の規程に基づき、各種会議の議事録を作成保存するとともに、重要な職務執行および決裁に係わる情報について記録し、適切に保管する。取締役および監査役は、これら保管された文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護規程」等に基づき対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンスマネージメント規程」に基づき、全社のリスク・コンプライアンスマネージメントをつかさどるリスクマネージメントオフィサー(RMO)を任命し、RMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうリスク管理委員会を設置する。リスク管理統括は、法務部門がこれを行なう。また、ビジネスリスクについては、「ビジネスリスクマネージメント規程」に基づき、企画部門がこれを統括する。
- ② 取締役は、「リスク・コンプライアンスマネージメント規程」および「ビジネスリスクマネージメント規程」に基づき、リスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、次の経営の仕組みを通じて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図る。
- ② 取締役は、「取締役会規程」「トップ会議運営要領」等に基づき、取締役会、経営会議、経営戦略会議を運営し、規程等に定める適切な手続きに則って業務の決定を行なう。
- ③ 取締役会は、経営の基本方針、中期経営計画、年度・半期予算を決定する。
- ④ 取締役会は、取締役および執行役員の権限、責任の分配を適正に行ない、取締役は、「組織規程」「業務分掌規程」「役職者責任・権限規程」および「決裁権限基準」に基づき、使用人の権限、責任を明確化する。
- ⑤ 取締役は、各部門、各使用人の具体的目標、役割を設定する。
- ⑥ 経営戦略会議、経営会議、月次報告会において、年度予算、半期予算の達成フォロー、 適正な業績評価を行なう。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、継続的な教育の実施等により、使用人に「東芝機械グループ行動基準」を遵守させる。
- ② リスクマネージメントオフィサー (RMO) は、「リスク・コンプライアンスマネージメント規程」に基づき、コンプライアンスおよびリスクに関する施策を立案、推進する。
- ③ 取締役は、内部通報体制を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行なう。
- ④ 内部監査部門は、使用人の職務の執行状況の適正さを把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社に対し、「東芝機械グループガバナンス基本方針」に基づく適切な経 営管理を行なう。
- ② 当社は、子会社に対し、「東芝機械グループ行動基準」を採択、実施することを要請する。

- ③ 当社は、子会社の内部統制システムの構築・整備・運用を指導、管理、監視する仕組みを構築する。
- ④ 当社は、子会社に対し、「東芝機械グループ監査役監査方針」に準じた監査体制を構築するよう要請する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性 に関する事項

- ① 監査役から業務補助のための監査役スタッフの要請を受けた場合、その人事・処遇について、取締役と監査役が速やかに意見交換を行なう。
- ② 当該使用人は取締役の指揮命令系統に属さず、監査役の指示のもと職務を遂行する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役および使用人は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、必要な事項を監査役に報告する。
- ② 取締役および使用人は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、定例または経営、業績に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象が発生した場合は都度、可及的速やかに監査役に対して報告を行なう。
- ③ 代表取締役社長は、監査役に対し経営会議等の監査役が必要と考える重要な会議への出席権限を付与する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行なう。
- ② 取締役、使用人は、監査役の要請に応じてヒアリング等を通じて職務執行状況を報告する。
- ③ 取締役は、内部監査に係る実施結果を監査役に都度報告する。
- (注) 上記には当事業年度中の体制を記載しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える大量買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、実際にこのような大量買付行為が行なわれる場合、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難であります。

また、株式の大量買付行為の中には、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものがあります。

そこで、当社は、大量買付者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させ、 大量買付者の提案について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供し、場合によっては大量買付者と交渉・協議を行ない、経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会としての責務であると考えております。また、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大量買付行為に対しては、対抗措置を準備しておくことも、当社取締役会としての責務であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、①常に変化の先頭に立つ、②商品力の強化、③CSR(企業の社会的責任: Corporate Social Responsibility)・コーポレートガバナンスの強化の3つを柱とした経営方針およびそれを具現化する中期経営計画を実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上するものと考えております。

中期経営計画につきましては、平成22年度からスタートした中期経営計画である「TM AC Plan」(\underline{T} oshiba \underline{M} achine \underline{A} dapt to the \underline{C} hange Plan)を継承・洗練させた「TM AC Plan Advanced $\underline{\Pi}$ 」を策定し、グランドコンセプトである「先進と拡張」と、それを支えるサブコンセプトである「ブランド力の確立」「マルチ・ドメスティック&グローバルガバナンス」および「個別グローバリゼーションの推進」に基づき、更なる成長を目指した事業運営を行なっております。

「TM AC Plan Advanced Ⅲ」では、今後の成長が見込めるグローバル市場での販売拡大に向け、卓越した商品力をベースとした一貫性のあるブランド戦略を推進し、グロー

バル市場における当社のプレゼンスを向上させ、非日系・ローカル市場の開拓・規模拡大を図り、持続可能な事業構造を構築してまいります。また、これらの取組みにより、当社の企業価値向上およびグローバル市場における事業の優位性確保を図ってまいります。

- 3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
 - (1) 大量買付ルールの概要

当社の大量買付ルール(以下「本ルール」といいます。)は、当社株式の大量買付行為を行なう者(以下「大量買付者」といいます。)が遵守すべき手続を明確にし、大量買付行為は、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後に開始されるものとします。また、大量買付者が本ルールを遵守しない場合または大量買付行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損され対抗措置の発動が相当と認められる場合には、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的として対抗措置を発動いたします。

(2) 本ルールの手続の流れ

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために必要な情報および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面(意向表明書)を、当社の定める書式により、提供していただきます。当社取締役会は大量買付者に対し情報提供完了通知を行ない、その後60営業日(最大

90営業日まで延長可能)を取締役会検討期間として、大量買付者からの提供情報の評価・検討を行ない、大量買付行為は取締役会検討期間経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において外部専門家等の意見を聞きながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している者から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非について決定いたします。独立委員会は、本ルールの実施にあたり当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、大量買付者から提供された買付情報ならびに買付情報に対する当社取締役会による評価および検討の結果を勘案して、当社取締役会に対する勧告を行ないます。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行ない、あるいは、独立委員会に諮問のうえ当社取締役会として株主の皆様に対し当社の経営方針等についての代替案を提示することもあります。

(i) 対抗措置を発動しない場合

大量買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会が、当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付行為に対する反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行なう可能性はあるものの、原則として対抗措置は発動せず、大量買付者の買付提案等に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等および当社取締役会が提案する意見および代替案をご考慮のうえご判断いただくことになります。

(ii) 対抗措置を発動する場合

大量買付者が本ルールを遵守しない場合や、遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の定める一定の事由に該当する場合その他当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかであって、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を決定いたします。対抗措置発動の決定には、当社取締役会の判断により、具体的な対抗措置を決定したうえで、独立委員会の勧告を受けて、株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。

なお、対抗措置発動による影響については、当社取締役会としましては、対抗措置の 仕組上、対抗措置の発動によって、株主の皆様(大量買付者およびそのグループを除く) が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。

- (3) 本ルールの有効期間 本ルールの有効期間は、平成28年3月期の定時株主総会の終結時までになります。
- 4. 本ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由
 - (1) 対応方針が基本方針に沿うものであること 本ルールは、当社の企業価値および株主共同の利益を維持し、向上させるための枠組 みであり、当社の基本方針に沿うものです。
 - (2) 本ルールが株主共同の利益を損なうものではないこと 本ルールは、株主の皆様をして大量買付行為に応じるか否かについて適切なご判断を 可能ならしめ、かつ、大量買付者が従うべきルールならびに当社が発動できる対抗措置 の要件および内容をあらかじめ合理的な内容で設定するものであり、当社の企業価値お よび株主共同の利益の維持または向上を目的とするものです。

本ルールは上記目的のための枠組みとして平成25年6月26日開催の第90回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいております。

(3) 本ルールが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと 本ルールにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めて おり、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地 を可及的に排除しております。

また、本ルールにおいては、当社取締役会は、大量買付者からの買付提案への評価・検討の際に外部専門家に適宜諮問し助言を受けます。そして、対抗措置の発動の手続としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

(注) 以上は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要ですので、詳しい内容については当社ウェブサイト (http://www.toshiba-machine.co.jp/documents/jp/ir/library/bouei.pdf) をご参照ください。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益性の向上に向けて経営体質の強化を図りながら、安定配当を維持し、業績に応じた利益配分をしていくことを基本方針としております。利益剰余金につきましては、財務体質を強化しつつ、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に判断し、生産設備、技術開発、海外展開等に有効に投資していくとともに、継続して株主の皆さまへの適正な利益還元を実施してまいります。

なお、当期につきましては、第2四半期末配当4円を実施いたしました。期末配当につきましては、1株につき4円とし、年間で8円の配当とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	121,736	流動負債	52,254
現金及び預金	20,708	支払手形及び買掛金	28,086
受取手形及び売掛金	43,751	短期借入金	11,913
有 価 証 券	19,500	リース債務	32
商品及び製品	9,228	未払法人税等	1,141
仕 掛 品	22,473	未 払 費 用 前 受 金	5,238
原材料及び貯蔵品	65	***	3,319 599
繰 延 税 金 資 産	3,375	製品保証引当金 その他の流動負債	1,924
その他の流動資産	2,764	固定負債	16,052
貸 倒 引 当 金	△131	長期借入金	5,300
固定資産	40,238	リース債務	52
有 形 固 定 資 産	20,715	長期未払金	8
建物及び構築物	10,664	繰 延 税 金 負 債	2,492
機械装置及び運搬具	2,524	役員退職慰労引当金	44
土 地	6,520	退職給付に係る負債	8,105
リース資産	84	資 産 除 去 債 務	47
建設仮勘定	173	その他の固定負債	0
その他の有形固定資産	747	負債合計	68,306
無形固定資産	3,832	(純資産の部)	04.070
のれん	3,040	株主資本	86,379
その他の無形固定資産	791	資本 金資本 金	12,484
投資その他の資産	15,691	資本利余金 利益利余金	19,600 64,337
投 資 有 価 証 券	14,811	自己株式	△10,043
出 資 金	170	その他の包括利益累計額	7,289
長 期 貸 付 金	62	その他有価証券評価差額金	4,073
繰 延 税 金 資 産	86	為替換算調整勘定	3,780
その他の投資	608	退職給付に係る調整累計額	△564
貸 倒 引 当 金	△47	純 資 産 合 計	93,669
資 産 合 計	161,975	負債・純資産合計	161,975

連結損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

科		I		 金	額
売	上	高			124,373
売 上	原	価			90,733
売 上	総	利	益		33,639
販売費及び	ドー般管理	費			28,851
営	業	利	益		4,788
営 業	外 収	益			
受 取 利	息 及 び	配当	金	258	
その他	9 の営業	外収	益	2,717	2,976
営 業	外 費	用			
支	払	利	息	150	
その他	9 の営業	外費	用	1,072	1,222
経	常	利	益		6,542
特 別	利	益			
固 定	資 産	売 却	益	6	
投 資 有	i 価 証 券	売 却	益	7	14
特 別	損	失			
固 定	資 産	処 分	損	24	
減	損	損	失	9	34
税金等調	周 整 前 当	期純利	益		6,522
法人税、	住 民 税 及	び事業	税	2,052	
法 人	税等調	周 整	額	157	2,210
少数株主排	員益調整前	当期純利	益		4,312
当 期	純	利	益		4,312

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,484	19,600	59,319	△10,041	81,363
会 計 方 針 の 変 更による 累積的 影響額			1,921		1,921
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,484	19,600	61,241	△10,041	83,285
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,216		△1,216
当 期 純 利 益			4,312		4,312
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	_	_	3,095	△1	3,093
当 期 末 残 高	12,484	19,600	64,337	△10,043	86,379

	₹ 0	の他の包括	括 利 益 累 詞	計額	
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	2,648	1,601	△1,396	2,853	84,217
会計方針の変更による累積的影響額					1,921
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,648	1,601	△1,396	2,853	86,138
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,216
当 期 純 利 益					4,312
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,424	2,179	832	4,436	4,436
当期変動額合計	1,424	2,179	832	4,436	7,530
当 期 末 残 高	4,073	3,780	△564	7,289	93,669

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社数

15社

[主要な連結子会社名]

(㈱ハイエストコーポレーション、東芝機械エンジニアリング(㈱、東栄電機(㈱)、(㈱不二精機製造所、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED、TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.、TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA

(2) 非連結子会社数

9計

[主要な非連結子会社名]

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD., PT TOSHIBA MACHINE INDONESIA, TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社 (9社) の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用関連会社

1社 (株)ニューフレアテクノロジー

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社数

9社

関連会社数

1計

[主要な非連結子会社・関連会社名]

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD., PT TOSHIBA MACHINE INDONESIA, TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社 (9社) 及び関連会社 (1社) の当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOSHIBA MACHINE(SHANGHAI)CO.,LTD.、SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE(SHENZHEN)CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.、TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING(THAILAND)CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE(THAILAND)CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.、TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICAの決算日は12月31日であります。したがって連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行なっております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定

時価のないもの……移動平均法による原価法

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿 価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品……主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

- 6. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物………当社及び㈱不二精機製造所は、定額法を採用しております。

他の国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物 は定額法、それ以外の建物は定率法によっております。

建物以外……定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 7. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等 については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、 給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。 会計基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

10.のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

11.消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

12.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,923百万円減少し、利益剰余金が1,921百万円増加しております。また、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

60,117百万円

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額62百万円を含んでおります。

2. 保証債務

金融機関等に対する支払保証

Wells Fargo Equipment Finance TM Acceptance Corp. その他 651百万円 36百万円 2百万円

690百万円

計

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

166,885,530株

- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準		効 力 発	生日
平成26年 4 月30	0日取締役会	普通株式	608	4.00	平成26年	3 月31日	平成26年 6	5月3日
平成26年10月31	l日取締役会	普通株式	608	4.00	平成26年	9 月30日	平成26年1	2月 2 日
計			1,216					

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 平成27年4月28日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

① 配当金の総額

608百万円 利益剰余金

② 配当の原資

4.00円

③ 1株当たり配当額

平成27年3月31日

④ 基準日

平成27年6月 2日

⑤ 効力発生日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行なっております。借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行なっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)	現金及び預金	20,708	20,708	_
(2)	受取手形及び売掛金	43,751	43,748	△2
(3)	有価証券及び投資有価証券	33,794	36,606	2,812
(4)	支払手形及び買掛金	(28,086)	(28,086)	_
(5)	短期借入金	(11,913)	(11,913)	_
(6)	長期借入金	(5,300)	(5,309)	9
(7)	デリバティブ取引(*2)	38	38	_

- (*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる 項目については、() で示しております。
- (*3) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該金銭債権債務の時価に含めて記載しております。 また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券
 - これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。上場株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期借入金 長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規と同様の借入を行なった場合に想定される 利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (7) デリバティブ取引 時価の算定方法は、先物為替相場によっております。
- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額517百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券 及び投資有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 616円14銭 28円36銭

重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、平成27年3月3日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ハイエストコーポレーション(以下「ハイエストコーポレーション」)の全株式をナブテスコ株式会社(以下「ナブテスコ」)へ譲渡することを決議し、平成27年4月1日に譲渡を実施いたしました。

1. 株式譲渡の理由

当社グループは、「先進と拡張」をキーワードにコア技術の深耕とグローバルな市場拡大に取り組み、事業基盤のさらなる強化を進めております。

このような中、当社グループとしては、成形機、工作機械等を中心とした装置産業へ経営資源を集中することが上記目的を達成する上で望ましいとの判断に至り、当社グループで建設機械用油圧機器事業に携わっているハイエストコーポレーションにつきまして、その全株式をナブテスコへ譲渡することといたしました。本株式譲渡によって、ハイエストコーポレーションについても、事業規模のある企業グループに編入されることにより技術的優位性の確保・強化と継続的な発展を図ることができるものと考えております。

- 2. 譲渡する相手会社の名称
 - ナブテスコ株式会社
- 3. 譲渡の時期 平成27年4月1日

4. 当該子会社等の名称、事業内容及び会社との取引内容

名称 株式会社ハイエストコーポレーション

事業内容 油圧機器の製造・販売等とそれに付帯関連する事業

当社との取引内容 当社への油圧機器の一部納入、業務委託契約に基づく購買業務及び管理業務の一部代

行。土地建物の賃貸借、資金の貸付・借入。

5. 譲渡する株式の数、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

譲渡する株式の数 20,000株 譲渡損益 約26億円 譲渡後の持分比率 -%

※譲渡価額については、譲渡先との契約上の秘密保持義務により、開示を控えさせていただきます。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	90,912	流動負債	39,890
現金及び預金	9,682	支 払 手 形	2,657
受 取 手 形	4,707	買掛金	20,023
売 掛 金	33,726	短期借入金	10,090
有 価 証 券	19,500	リース債務	7
商品及び製品	2,142	未払金	165
仕 掛 品	14,899	未払法人税等	831
原材料及び貯蔵品	19	未払費用	3,593
短期貸付金	2,300	前 受 金 製品保証引当金	1,859
未収入金	1,639	その他の流動負債	480 181
繰 延 税 金 資 産	1,792	固定負債	11,958
その他の流動資産	518	長期借入金	5,300
貸 倒 引 当 金	△15	リース債務	17
固定資産	36,575	長期未払金	8
有 形 固 定 資 産	14,824	繰 延 税 金 負 債	1,100
建物及び構築物	7,189	退職給付引当金	5,485
機 械 及 び 装 置	1,570	資 産 除 去 債 務	47
車両及び運搬具	14	負 債 合 計	51,849
工具、器具及び備品	208	(純 資 産 の 部)	
土 地	5,718	株。主 資 本	71,568
リース資産	22	資本金	12,484
建設仮勘定	99	資本剰余金	19,600
無形固定資産	264	資本準備金 その他資本剰余金	11,538 8,062
その他の無形固定資産	264	利 益 剰 余 金	49,526
投資その他の資産	21,485	その他利益剰余金	49,526
投 資 有 価 証 券	7,694	固定資産圧縮積立金	235
関係会社株式	11,833	繰越利益剰余金	49,291
関係会社出資金	1,450	自己株式	△10,043
長 期 貸 付 金	212	評価・換算差額等	4,070
その他の投資	322	その他有価証券評価差額金	4,070
貸 倒 引 当 金	△27	純 資 産 合 計	75,639
資 産 合 計	127,488	負債・純資産合計	127,488

損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位 百万円:切り捨て)

	彩	4						目		金	額
売				E			高				84,296
売		上			原		価				66,093
	売		上		総		利		益		18,203
販	売	費及	び	_	般管	理	費				15,764
	営			業		利			益		2,438
営		業	5	ሉ	収		益				
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	2,376	
	そ	の	他	\mathcal{O}	営	業	外	収	益	1,387	3,763
営		業	5	ሉ	費		用				
	支			払		利			息	114	
	そ	の	他	の	営	業	外	費	用	970	1,084
	経			常		利			益		5,118
特		別			利		益				
	固	定		資	産	売		却	益	5	5
特		別			損		失				
	固	定		資	産	処	!	分	損	9	
	減			損		損			失	9	19
Ŧ.	脱	引	前	当	期	1	沌	利	益		5,104
Ì.	法ノ	人税	` '	住 月	民 税	及	び	事 業	税	880	
Ž:	法	人	稅	ź	等	調		整	額	△461	418
<u>=</u>	当	ļ	朝		純		利		益		4,685

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位 百万円:切り捨て)

		1.1							
		株		主		資		本	
		資 本	東 刻	余 金	利	益 剰 余	金		
	資 本 金	次 未	その他	資 本	その他利	益剰余金	到光剩今今	自己株式	株主資本 計
		資 本	そ の 他 本 金	資 余 金計	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		台 計
当 期 首 残 高	12,484	11,538	8,062	19,600	244	44,047	44,292	△10,041	66,336
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						1,765	1,765		1,765
会計方針の変更を反映 し た 当 期 首 残 高	12,484	11,538	8,062	19,600	244	45,812	46,057	△10,041	68,101
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△9	9	-		-
剰 余 金 の 配 当						△1,216	△1,216		△1,216
当 期 純 利 益						4,685	4,685		4,685
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	_	_	_	△9	3,478	3,468	△1	3,467
当 期 末 残 高	12,484	11,538	8,062	19,600	235	49,291	49,526	△10,043	71,568

	評価・換	算 差 額 等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	2,644	2,644	68,981
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			1,765
会計方針の変更を反映 し た 当 期 首 残 高	2,644	2,644	70,746
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			_
剰 余 金 の 配 当			△1,216
当 期 純 利 益			4,685
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,425	1,425	1,425
当期変動額合計	1,425	1,425	4,892
当 期 末 残 高	4,070	4,070	75,639

個 別 注 記 表

重要な会計方針に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物………定額法を採用しております。

建物以外……定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 4. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上 しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定 年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理しております。会計 基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

- 6. 消費税等の会計処理
 - 税抜方式を採用しております。
- 7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,765百万円減少し、繰越利益剰余金が1,765百万円増加しております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 46,986百万円 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額62百万円を含んでおります。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 14,298百万円 短期金銭債務 2,357百万円

3. 取締役、監査役に対する金銭債務

長期金銭債務 8百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 仕入高 営業取引以外の取引高 22,858百万円 19,576百万円 2,571百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普诵株式

14,860,750株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払従業員賞与の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額によるものです。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科 目	期末残高 (注2)
その他の 関係会社	㈱東芝	被所有 直接 22.1%	商標使用許諾 契約の締結	商標使用料の 支払(注1)	239	未払費用	141

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 商標使用料の支払につきましては、(㈱東芝より提示された料率を基礎として協議の上、算定 しております。なお、当事業年度の損益計算書の営業外費用に含まれる取引高は191百万円で あります。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注6)	科 目	期末残高 (注6)
			業務委託契約に基づく 業務の一部受託	業務委託料の 受取 (注2)	194	未収入金	17
	子 会 社 ㈱ハイエスト コーポレーション	所有	土地建物の賃貸	賃貸料の受取 (注3)	200	未収入金	17
1 7 1.		直接 100%	資金の援助	利息の受取 (注4)	22		
			貝並の扱助	貸付金の回収 (注4)	_	短期貸付金	2,100
			東栄電機㈱製品・部品の 購入	製品・部品の 購入 (注1)	7,817	買掛金	2,852
子会社	東栄電機㈱	所有 直接 100%	資金の援助	利息の受取 (注4)	4	短期貸付金	200
			貝並の援助	貸付金の回収 (注4)	200	長期貸付金	150
子会社	子 会 社 芝浦セムテック(株)	所有 1000	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	1,006	受 取 手 形 売 掛 金	40 -
3 24 10		直接 100%	油圧機器の購入	部品の購入 (注1)	561	買掛金	123
			当社部品の販売	部品の販売 (注1)	1,405	売 掛 金	708
子会社		所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取(注5)	557	売 掛 金	120
	CO.,LTD.	E.J. 100 /0	TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD. 製品・部品の購入	製品・部品の 購入 (注1)	8,462	買掛金	473
子会社	TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取(注5)	109	売 掛 金	52
子会社	TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	2,644	売 掛 金	1,111
子会社	TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	10,659	売 掛 金	6,648
関連会社	(株)ニューフレアテク	所有	業務委託契約に基づく 業務の一部受託	業務委託料の 受取 (注2)	10	未収入金	_
	プロジー	直接 15.1%	土地建物の賃貸	賃貸料の受取 (注3)	56	未収入金	-

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 取引価格その他の取引条件につきましては、市場価格を勘案して、一般的取引条件と同様に 決定しております。
- (注2) 業務委託料につきましては、当該業務の内容・従事時間を考慮し協議の上、決定しております。
- (注3) 賃貸料につきましては、近隣の賃貸借事例を勘案し協議の上、決定しております。
- (注4) 貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注5) 技術使用料につきましては、締結した契約に基づき決定しております。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. 兄弟会社等 (単位: 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科		目	期末残高 (注2)
その他の関係 会社の子会社	東芝産業 機器システム(株)	被所有 直接 0.0%	当社製品・部品の販売	製品・部品の販 売 (注1)	1,202	売	掛	金	695

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 第三者取引と同様の一般的な取引条件で行なっております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 4. 役員及び個人主要株主等

該当する事項はございません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 497円54銭 30円82銭

重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、平成27年3月3日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ハイエストコーポレーション(以下「ハイエストコーポレーション」)の全株式をナブテスコ株式会社(以下「ナブテスコ」)へ譲渡することを決議し、平成27年4月1日に譲渡を実施いたしました。

1. 株式譲渡の理由

当社グループは、「先進と拡張」をキーワードにコア技術の深耕とグローバルな市場拡大に取り組み、事業基盤のさらなる強化を進めております。

このような中、当社グループとしては、成形機、工作機械等を中心とした装置産業へ経営資源を集中することが上記目的を達成する上で望ましいとの判断に至り、当社グループで建設機械用油圧機器事業に携わっているハイエストコーポレーションにつきまして、その全株式をナブテスコへ譲渡することといたしました。本株式譲渡によって、ハイエストコーポレーションについても、事業規模のある企業グループに編入されることにより技術的優位性の確保・強化と継続的な発展を図ることができるものと考えております。

2. 譲渡する相手会社の名称

ナブテスコ株式会社

3. 譲渡の時期

平成27年4月1日

4. 当該子会社等の名称、事業内容及び会社との取引内容

名称 株式会社ハイエストコーポレーション

事業内容 油圧機器の製造・販売等とそれに付帯関連する事業

当社との取引内容 当社への油圧機器の一部納入、業務委託契約に基づく購買業務及び管理業務の一部代

行。土地建物の賃貸借、資金の貸付・借入。

5. 譲渡する株式の数、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

譲渡する株式の数 20,000株 譲渡損益 約18億円 譲渡後の持分比率 -%

※譲渡価額については、譲渡先との契約上の秘密保持義務により、開示を控えさせていただきます。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年6月9日

東芝機械株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝機械株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び 損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年3月3日開催の取締役会において、会社の連結子会社である株式会社ハイエストコーポレーションの全株式をナブテスコ株式会社へ譲渡することを決議し、平成27年4月1日に譲渡を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

東芝機械株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士中原義勝印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝機械株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法述びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年3月3日開催の取締役会において、会社の連結子会社である株式会社ハイエストコーポレーションの全株式をナブテスコ株式会社へ譲渡することを決議し、平成27年4月1日に譲渡を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および工場等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。 平成27年6月10日

東 芝 機 械 株 式 会 社 監 査 役 会 常勤監査役 牧 野 輝 幸 印 常勤監査役 綿 屋 慎 介 印 常勤監査役 辻 眞 印 監 査 役 谷 川 和 生 印 (社外監査役)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 の番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	飯 村 幸 生 (昭和31年6月17日)	昭和55年4月 当社入社 平成12年10月 当社射出成形機技術部長 平成16年10月 当社微細転写事業部長 平成18年6月 当社取締役 平成20年6月 当社技術統括部長 平成21年6月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役社長 (現任)	71,000株
2	岸 本 吉 弘 (昭和29年6月13日)	昭和53年4月 当社入社 平成16年6月 当社経理部長 平成19年6月 当社取締役 平成22年6月 当社人事部長 平成23年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社代表取締役専務執行役員、コンプライアンス本部長兼管理本部長兼輸出管理部長兼沼津工場長(現任)	35,000株
3	が 売 繁 麦 (昭和33年5月22日)	昭和58年4月 当社入社 平成18年6月 当社企画部長 平成21年6月 当社取締役 平成22年6月 当社東京本店長 同年10月 当社グローバル戦略室長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員、コンポーネント ユニット長兼企画本部長(現任)	16,000株

候補者 の番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
4	六 未	昭和58年4月 当社入社 平成14年6月 当社押出成形機技術部長 平成16年10月 当社押出成形機営業部長 平成18年6月 当社押出成形機事業部長 平成21年6月 当社取締役 平成22年10月 当社先進機械ユニット長(現任) 平成25年6月 当社取締役執行役員 平成26年6月 当社取締役常務執行役員、技術・品質本部長(現任)	50,000株
5	善 上 高 弘 (昭和34年10月13日)	昭和57年4月 当社入社 平成19年10月 当社ダイカストマシン営業部長 平成23年6月 当社ダイカストマシン事業部長 平成25年6月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役執行役員(現任) 同年6月 当社成形機ユニット長兼相模工場長(現任)	7,000株
6	篇	昭和58年4月 当社入社 平成14年4月 TOSHIBA MACHINE COMPANY, AMERICA 出向 平成20年10月 当社海外統括部長 平成22年5月 当社事業構造改革プロジェクトリーダー付 同年10月 当社グローバル戦略室長付 平成23年6月 当社取締役 同年6月 当社グローバル戦略室長兼東京本店長(現任) 平成25年6月 当社取締役執行役員(現任)	9,000株
7	伊東克 遊 (昭和33年11月12日)	昭和56年4月 当社入社 平成16年10月 当社射出成形機技術部長 平成20年10月 当社射出成形機事業部長 平成22年3月 (㈱山城精機製作所出向 同年6月 当社営業統括部長 平成23年6月 当社グローバル戦略室米州統括 平成25年6月 当社取締役執行役員(現任) 平成26年6月 当社生産本部長(現任)	7,000株
% 8	小 林 昭 美 (昭和35年11月14日)	昭和60年4月 当社入社 平成16年10月 当社押出成形機技術部長 平成25年6月 当社押出成形機事業部長(現任) 平成26年6月 当社執行役員、先進機械ユニット副ユニット長(現任)	9,000株

候補者 の番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
9	秋 山 覧 (昭和18年7月21日)	昭和42年4月 湯浅電池㈱(現、㈱ジーエス・ユアサ コーポレーション)入社 平成11年6月 同社取締役 平成17年6月 同社専務取締役 同年10月 ㈱ジーエス・ユアサ マニュファクチュアリング代表取締役社長 平成18年6月 ㈱ジーエス・ユアサ コーポレーション代表取締役会長 平成21年6月 同社相談役 平成22年6月 当社独立委員会委員(現任) 平成25年6月 当社社外取締役(現任)	2,000株
10	亦 倉 良 弘 (昭和20年12月8日)	昭和48年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)、新家猛 法律事務所入所 昭和57年4月 小倉・田中法律事務所(現、ひびき法律事 務所)設立(現任) 平成6年6月 東京航空計器㈱社外監査役 日鐵商事㈱(現、日鉄住金物産㈱)社外監 査役(現任) 平成22年6月 当社独立委員会委員(現任) 平成25年6月 当社社外取締役(現任)	1,000株

- (注) 1. 上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 3. 秋山寬、小倉良弘の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 秋山寛氏は人格、見識ともに優れており、また、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、小倉良弘氏は人格、見識ともに優れており、弁護士や他社社外監査役として得られた豊富な経験と見識を活かし、それぞれ社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。
 - 5. 秋山寬、小倉良弘の両氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもってそれぞれ2年となります。
 - 6. 当社は、秋山寛、小倉良弘の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
 - 7. 当社は、秋山寛、小倉良弘の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役牧野輝幸、谷川和生の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者 の番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	較 野 輝 幸 (昭和30年5月5日)	昭和55年4月 東京芝浦電気㈱(現、㈱東芝)入社 平成16年4月 同社府中電力・社会システム工場品質保証 部長 平成19年4月 同社経営監査部経営監査第四担当参事 平成20年4月 同社経営監査部経営監査第五担当グループ 長 平成21年6月 当社常勤監査役(現任)	19,000株
* 2	拿 養 豐 (昭和33年4月28日)	昭和59年10月 監査法人太田哲三事務所(現、新日本有限責任監査法人)入所 昭和63年8月 公認会計士登録 平成18年10月 新日本監査法人(現、新日本有限責任監査法人)代表社員辞任 同年11月 マネジメント・パワー・エクスチェンジ(株)設立 代表取締役(現任) 平成19年1月 宇佐美公認会計士事務所設立(現任) 平成23年9月 西川計測(株社外監査役(現任) 平成24年4月 国立大学法人政策研究大学院大学監事(現任) 同年7月 (株)パデコ社外監査役(現任) 平成26年6月 東京海上プライベートリート投資法人監督役員(現任)	0株

- (注) 1. 上記の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 - 3. 牧野輝幸、宇佐美豊の両氏は、社外監査役候補者であります。
 - 4. 牧野輝幸氏は、人格、見識ともに優れており、また、豊富な実務経験と見識を活かし、宇佐美豊氏は人格、見識ともに優れており、公認会計士や他社社外監査役などから得られた豊富な経験と見識を活かし、それぞれ監査における幅広い意見に反映していただけると判断し、社外監査役候補者としております。

- 5. 牧野輝幸氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって6年となります。
- 6. 当社は、牧野輝幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- 7. 宇佐美豊氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
- 8. 宇佐美豊氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年6月26日開催の第91回定時株主総会において決議された補欠監査役宮村康彦氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

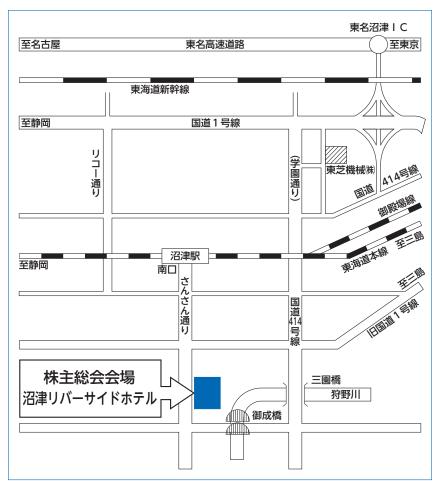
氏(生	年	月	名 日)	略 (重	要	な	兼	職	の	状	歴 況)	所 有 す る 当社株式の数
^{いま} 今 (昭	**s 村 和28年	。 昭 4月1	文 文 8日)	昭和57年4 平成元年4 平成15年5 平成17年4 同年6	月月月月月日	た リ現 リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ	弁護士	所パー 律特許 会副会 ノディ	-トナ- F事務所 :長 ングス	- 弁護コ デパー) (株)社外	は トナー弁護士 ト監査役(現	0株

- (注) 1. 上記の補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 今村昭文氏は、社外監査役の要件を満たしております。
 - 3. 今村昭文氏は、人格、見識ともに優れており、また、弁護士や他社社外監査役として得られた豊富な経験と見識を監査における幅広い意見に反映していただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としております。
 - 4. 今村昭文氏が監査役に就任した場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

メ	ŧ	

株主総会会場ご案内図

静岡県沼津市上土町100番地の1 沼津リバーサイドホテル4階 シャングリラ (ロイヤルホール)



■交通のご案内 J R 沼津駅(南口)から、徒歩約10分

